

武蔵野市 都市計画 マスタープラン2021

令和3年 9月



今後のまちづくりに向けて

本市では、平成12(2000)年に20年先の目指すべき都市像を描き、市民や事業者の皆さまと市が共有するまちづくりのビジョンとして「都市マスタープラン」を策定しました。平成23年には社会情勢の変化などを踏まえ「都市計画マスタープラン2011」に改定し、目指すべき都市像の実現に向け様々な取組みを進めてきました。



令和3年に「都市計画マスタープラン2011」の策定から10年が経過するとともに、「都市マスタープラン」の目標年次を迎えました。この間、少子高齢化の進展や頻発する災害、新型コロナウイルス感染症の拡大のほか、法改正による新たな制度の創設や関連計画の改定など、まちづくりを取り巻く社会情勢は大きく変化しました。また、人々が都市に求めるものは、インフラ整備などの物質的豊かさからコミュニティや安心などの精神的豊かさに変化し、一人ひとりの価値観はますます多様化しています。これからのまちづくりは、行政が進める安全・安心な都市整備と市民や事業者の皆さまの主体的な取組みを関連付け、地域課題の解決に向けた共有の「場」を計画し、デザインし、育てていくことが重要と考えます。

改定にあたっては、都市計画や公園緑地、交通、地域金融などの学識経験者と公募市民、行政委員で構成された改定委員会により議論を重ねてまいりました。また、地域別ワークショップや出張座談会、新型コロナウイルス感染症に関する意見交換、オープンハウス、2回のパブリックコメントなど、多くの市民や事業者、専門家の皆さまに参画いただきました。不確実で不安定、複雑で曖昧さが増す昨今の社会情勢においても、明るい将来に期待を抱ける夢のあるビジョンを描くことができたと自負しています。

本市がこれからも魅力と活力があふれるまちであるためには、行政だけではなく、市民や事業者の皆さまと連携してまちづくりに取り組む必要があります。今後のまちづくりにおいては、市民参加の様々な機会を捉えて、市民や事業者の皆さまと市が共有するビジョンとして本プランを活用し、魅力的なまちを共に築いていきたいと思っております。

最後になりますが、本プランの改定にあたり、ご尽力いただいた武蔵野市都市計画マスタープラン改定委員の皆さま、地域別ワークショップや出張座談会等にご参加いただいた皆さま、パブリックコメントで多くのご意見をお寄せいただいた皆さまに対し、心よりお礼申し上げます。

令和3(2021)年9月

武蔵野市長 **松下 玲子**

I 部 市民・事業者等と市で共有するビジョン

序 章 都市計画マスタープランとは

第1章 地域特性と社会状況

- 1 市の歴史とまちづくりの取り組み…………… 1 - 2
- 2 市の都市構造に関わる状況…………… 1 - 7
- 3 市をとりまく社会状況…………… 1 -16
- 4 都市構造に関わる国・都の動向…………… 1 -18
- 5 都市計画マスタープラン改定における視点…………… 1 -20

第2章 市民が描く未来像

- 1 市民が描く未来像…………… 2 - 2

第3章 まちの将来像

- 1 まちの将来像とは…………… 3 - 3
- 2 まちの将来像…………… 3 - 4
 - (1) まちの将来像1 (駅周辺の魅力・活力について) …… 3 - 4
 - (2) まちの将来像2 (住宅地の生活や暮らしについて) …… 3 - 6
 - (3) まちの将来像3 (日々の生活や様々な活動を支える都市基盤等について) …… 3 - 8
- 3 まちづくり活動の展開と支援…………… 3 -10

Ⅱ部 将来像の実現に向けたまちづくり

第4章 目指すべき都市構造

- 1 目指すべき都市構造…………… 4 - 2
- 2 武蔵野市の将来都市構造…………… 4 - 3
- 3 都市構造に関する基本的な方針…………… 4 - 4

第5章 分野別まちづくりの方針

- 1 土地利用…………… 5 - 3
- 2 住環境・コミュニティ・防犯…………… 5 - 7
- 3 道路・交通…………… 5 -10
- 4 緑・水・環境…………… 5 -14
- 5 景観…………… 5 -17
- 6 防災…………… 5 -19
- 7 にぎわい・活力…………… 5 -22

第6章 地域別まちづくりの方針

- 1 吉祥寺地域…………… 6 - 2
- 2 中央地域…………… 6 -10
- 3 武蔵境地域…………… 6 -16

第7章 都市計画マスタープランの推進に向けて

- 1 都市計画マスタープランの推進に向けて…………… 7 - 2

参考資料

- 1 用語解説…………… 参 - 2
- 2 策定経過…………… 参 -12
- 3 市民参加の記録…………… 参 -14

序章 都市計画マスタープランとは

(1)都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、市民・事業者等*と市が共有するまちづくりのビジョンであるとともに、市が定める都市計画の基本方針です。そのため、市民が描く未来像を踏まえてまちの将来像を示し、実現に向けた方針を示します。

都市計画マスタープランでは、目指すべき都市の姿や方向性を明らかにし、これらに基づいて、今後分野別計画や関連計画などにより具体的な事業内容や実施時期を定めます。

(2)位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、東京都が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や本市の長期計画に即して定める都市計画に関する基本的な方針です。

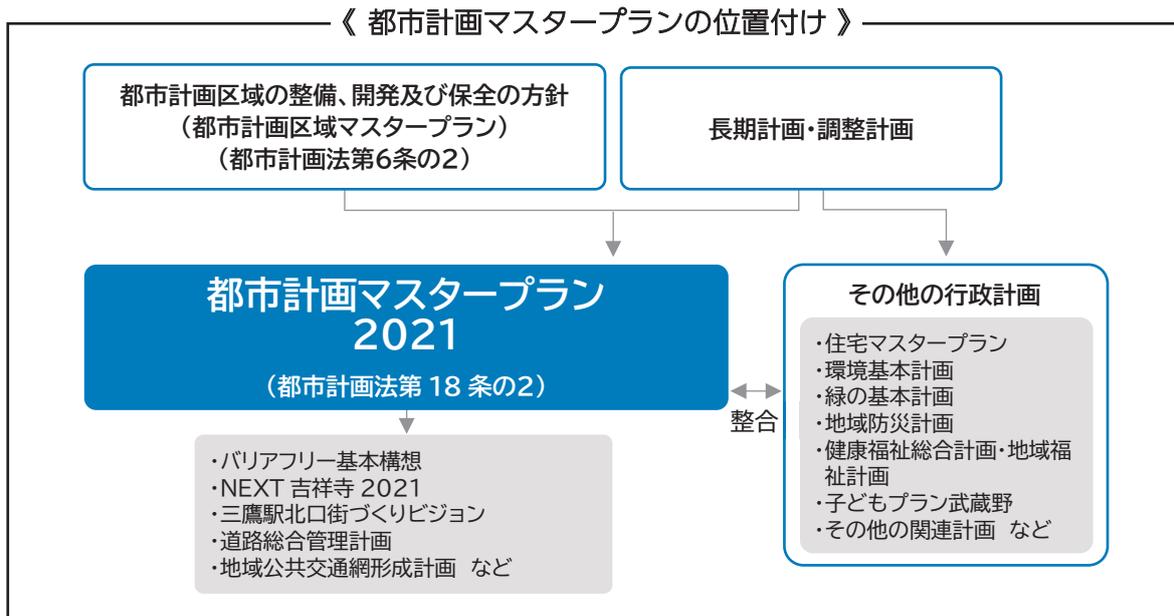
(3)目標年次

都市計画マスタープランは、中長期的な展望に立ち、おおむね20年後の武蔵野市の姿を見通しながら、中間年の令和13年を目標年次とします。なお、まちづくりに関する状況に大きな変化が生じた場合などには、必要に応じて改定します。

(4)改定の目的

武蔵野市都市計画マスタープラン2011の公表からおよそ10年が経過し、社会経済情勢や法令の改正、関連計画の策定や改定など本市を取り巻く状況は変化しています。また、高経年化が進む公共施設や商業・業務地のリニューアル、公共空間の利活用、新たな魅力を生み出すまちづくりへの対応が求められています。

これらを踏まえた改定を行うことで、市民・事業者等と市が共有するビジョンを示し、その実現に向けたまちづくりを進めるきっかけとするとともに、今後の都市計画の決定や見直しの方針とします。



(5) 武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 の構成

武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 はⅠ部とⅡ部から構成されており、Ⅰ部では市民・事業者等と市が共有するビジョンについて、Ⅱ部では取り組むまちづくりの方針について示します。

「第1章 地域特性と社会状況」では、社会状況の変化や都市構造に関わる状況などを整理します。

「第2章 市民が描く未来像」では、未来への期待を描き、検討プロセスを明らかにします。「第3章

まちの将来像」では、市民や事業者等と市が共有するまちの将来像を示すとともに、市民・事業者等と市によるまちづくり活動を示します。

「第4章 目指すべき都市構造」では、まちの将来像の実現に向けて、都市の骨格と、都市構造に関する基本的な方針を示します。「第5章 分野別まちづくりの方針」「第6章 地域別まちづくりの方針」では、それぞれ7つの分野別、3つの地域別に具体的なまちづくりの方針を示します。「第7章 都市計画マスタープランの推進に向けて」では、着実な推進に必要な仕組みについて示します。

《 武蔵野市都市計画マスタープラン 2021 の構成 》

